

令和5年第9回定例会
藤崎町教育委員会議事録

日	時	令和5年9月27日(水)	午後1時30分
場	所	常盤生涯学習文化会館	視聴覚室

第9回定例会議事日程

1 開 会

2 議事録署名者の指名

3 会期の決定

4 教育委員会議事録の概要報告

5 報告事項

報告第16号 入札結果について

6 議決事項

議案第37号 藤崎町教育委員会パートタイム会計年度任用職員設置要綱の一部改正について

議案第38号 藤崎町奨学基金の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部改正について

議案第39号 藤崎町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

議案第40号 藤崎町いじめ問題対策審議会委員の委嘱について

7 その他

8 閉 会

藤崎町教育委員会

出席者委員

委員	(1番)	榊	公子
委員	(2番)	加福	哲三
委員	(3番)	工藤	留美
委員	(4番)	工藤	優

教育委員会事務局

教育長	羽賀	義易
学務課長・学校給食センター所長	佐藤	康文
生涯学習課長、常盤生涯学習文化会館・常盤公民館長	佐々木	泰人

事務局職員

学務課長補佐	成田	康治
学務課学務係主任主査	工藤	美砂都

午後1時30分 開会

◎羽賀教育長

ただいまから、令和5年第9回藤崎町教育委員会会議を開会いたします。

はじめに、藤崎町教育委員会会議規則第26条の規定により、本日の議事録署名者を3番の工藤留美委員と4番の工藤優委員にお願いします。

次に、藤崎町教育委員会会議規則第9条の規定により、会期についてお諮りします。

会期を令和5年9月27日の一日間とすることにご異議ございませんか。

〔「はい」という声あり〕

異議なしと認め、会期を令和5年9月27日の一日間とします。

続いて、『令和5年第8回藤崎町教育委員会議事録の概要について』、報告をお願いします。

◎成田学務課長補佐（事務局）

令和5年第8回藤崎町教育委員会定例会の概要を報告します。

令和5年第8回定例会は、令和5年8月30日（水）午後1時30分から常盤生涯学習文化会館 視聴覚室において開催されました。

欠席された委員はいませんでした。

報告事項として、

報告第15号 入札結果について報告されました。

議決事項として

議案第34号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について
(令和5年度9月補正予算案)

議案第35号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について
(令和4年度歳入歳出決算の認定)

議案第36号 教育財産の取得に係る入札について審議され可決されました。

第8回定例会議事録の概要は、以上であります。

◎羽賀教育長

報告が終わりましたが、この件に関して何かご質問等ございますでしょうか。

〔「ありません」という声あり〕

無ければ、報告事項に入ります。『報告第16号 入札結果について』説明をお願いします。

◎成田学務課長補佐（事務局）

1ページをお開き下さい。

報告第16号 入札結果について

理由 9月に実施した入札結果について、報告するものであります。

3ページをお開き下さい。

資料1 入札結果についてであります。

〈生涯学習課・工事〉

工事番号 藤財工第50号

工事名 常盤生涯学習文化会館駐車場補修工事

入札日 令和5年9月14日

落札業者 有限会社 村上土木

落札金額 16,380,000円(税抜き)

工期 令和5年9月20日から令和5年12月27日まで

工事概要 常盤生涯学習文化会館駐車場の舗装及び排水施設の老朽化に伴う補修工事です。

報告第16号については、以上であります。

◎羽賀教育長

報告事項の説明が終わりました。この件に関してご質問等ありますでしょうか。

〔「ありません」という声あり〕

駐車場の舗装工事に関する報告でした。

質問が無いようですので、議案審議に入ります。

『議案第37号 藤崎町教育委員会パートタイム会計年度任用職員設置要綱の一部改正について』を議題とします。

説明をお願いします。

◎成田学務課長補佐(事務局)

4ページをお開き下さい。

議案第37号 藤崎町教育委員会パートタイム会計年度任用職員設置要綱の一部改正について。

理由 藤崎町教育委員会パートタイム会計年度任用職員設置要綱について、変更が必要なため改正するものであります。

6ページをお開き下さい。

資料2 藤崎町教育委員会パートタイム会計年度任用職員設置要綱の一部を改正する教育委員会告示であります。

今回の改正は、青森県の最低賃金が853円から898円に引き上げられたことに伴う報酬月額等の改正になります。

6 ページの別表第 2 については、調理員の単価が 8 7 0 円から 9 0 0 円に、清掃員が 8 6 0 円から 9 0 0 円、管理人の単価は 8 6 0 円～9 6 0 円が 9 0 0 円～1, 1 3 0 円に、別表第 3 の調理員の期末手当基礎額が 6 2, 6 4 0 円から 6 4, 8 0 0 円となっています。

議案第 3 7 号については以上であります。

◎羽賀教育長

議案第 3 7 号の説明が終わりました。この件に関してご質問等ございますでしょうか。

◎加福委員

この金額についてですが、他町村と比べるとだいたいどの辺になりますか。

◎羽賀教育長

他町村についての資料はありますか。

◎佐藤学務課長

他町村の単価については分かりませんが、基本的には藤崎町総務課から示された金額ですので、藤崎町教育委員会だけで決めたものではないです。

◎羽賀教育長

最低賃金の変更があつて、それに沿つて藤崎町でも賃金の変更が行われたと思っています。他市町村との比較はしておりません。

◎加福委員

私の経験でいうと 1 0 円ほど上がるのがせいぜいなのかと思つていたが、3 0 円～4 0 円と上がつているので、良いことではあるのだけれども、よく上げたものだなと思つました。

◎羽賀教育長

最低賃金変更になつていることから、総務課でも他市町村の状況を見ながら賃金額を設定したものと思われまふ。

他に何かございますか。

無いようですので、『議案第 3 7 号 藤崎町教育委員会パートタイム会計年度任用職員設置要綱の一部改正について』ご異議ございませんか。

〔「はい」という声あり〕

無いようですので、議案第 3 7 号を原案のとおり承認します。

続いて、『議案第 3 8 号 藤崎町奨学基金の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部改正について』を議題とします。

説明をお願いします。

◎成田学務課長補佐（事務局）

8 ページをお開き下さい。

議案第 38 号 藤崎町奨学基金の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部改正について

理由 藤崎町奨学基金の設置及び管理運営に関する条例施行規則について一部改正が必要なため提出するものであります。

10 ページをお開き下さい。

資料 3 「藤崎町奨学基金の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則」で、奨学金利用者の引き上げを図るため改正するもので令和 5 年 10 月 1 日施行予定であります。

改正に関する詳細は、施行規則の新旧対照表で説明させていただきますので 11 ページをご覧ください。

第 2 条の第 6 号に、「第 5 条に規定する保護者以外の連帯保証人にあつては、所得証明書及び納税証明書」を加えるものです。

第 4 条第 1 項中「その世帯全員の前年度総所得金額が各世帯の生活保護基準額の 2.5 倍以下であること。」を「収入の状況のほか家族構成等を総合的な判断により決定するため、所得金額のみによる判断は行わない。」に改めるものです。

第 5 条中の見出しで、「保証人」を「連帯保証人」に改め、同条第 1 項中「保護者を含めた 2 人とする。」を「保護者又は保護者と認められる者のほか、一定の職業又は収入を有するなど、奨学生及び保護者と独立の生計を営んでいる市町村税に滞納のない者の 2 人とする。」に改めるものです。

第 6 条の第 3 号に「奨学生の選定は、1 年度につき 5 名程度とする。」を加えるものです。

第 11 条中 「学校長を経て」を「その旨を」に改めるものとなります。

議案第 38 号についての説明は以上であります。

◎羽賀教育長

説明が終わりましたが、この件に関して、何かご質問ありますでしょうか。

◎加福委員

第 6 条の奨学生の選定について、一年度について 5 名程度にするということなんですが、5 名以上応募があった場合の選定方法はどのようなふうに考えていますか。

◎佐藤学務課長

第 4 条の所得制限と関わってきますが、収入状況と家族構成などから総合的に選定する形になります。選定にあたっては、藤崎町教育委員会で諮り、決定したいと

思います。なお5名程度なので、場合によっては6名～7名ということもあり得るかなと思います。「程度」としたのはそういうことなのですが、翌年度も応募があるかは分からないので、例えば前年度4名なら次年度は6名までは選定しても良い、そういった柔軟性を持たせるために「5名程度」という表現にしたものです。

◎羽賀教育長

以前に説明申し上げたように、藤崎町奨学基金にも限度があることから、このような対応になったものです。

よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

『議案第38号 藤崎町奨学基金の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部改正について』ご異議ございませんか。

〔「はい」という声あり〕

無いようですので、『議案第38号 藤崎町奨学基金の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部改正について』を原案のとおり承認します。

続いて、議案第39号 藤崎町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について』を議題とします。

説明をお願いします。

◎成田学務課長補佐（事務局）

12ページをお開き下さい。

議案第39号 藤崎町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

理由 藤崎町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則について制定する必要があるため提出するものであります。

14ページをお開き下さい。

藤崎町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（案）であります。

この規則は、教育職員の長時間勤務の実態が多いため、学校における働き方改革が必要であり、町内の小中学校で勤務する教育職員の健康及び福祉の確保を図るため制定するものであります。なお、規則（案）は、国の公立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針や青森県教育委員会で実施する「学校における働き方改革」に向けた目標設定等をもとに上限時間等を定めましたものであります。

議案第39号については以上であります。

◎羽賀教育長

説明が終わりましたが、この件に関して何かご質問等ございますか。いわゆる働き方改革の部分です。『藤崎町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（案）』の第2条（1）には、1ヶ月について（長時間勤務が）45時間、1年について360時間を超えないようにとあります。こういう長時間勤務等の問題はきちんとしておかななくてはいけないということで、規則を制定することになっています。

『藤崎町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（案）』を読んでみて、ご質問はないですか。

◎工藤（優）委員

先生方の出勤時間はだいたい8時から、退勤時間は16時30分ですよね。教育職員の出勤時間、退勤時間は記録するようになっていませんか。

◎佐藤学務課長

青森県が作成したエクセルの管理シートを各校に配っており、それに出勤時間と退勤時間を入力して毎月藤崎町教育委員会に提出してもらうことにより、勤務時間の管理をしています。今もそれを続けているのですが、藤崎町としては昨年度3月末に校務支援システムを全校に導入しました。このシステムは使いこなせるようになるまで時間がかかります。これが本格稼働してくればパソコンのスイッチを入れたところで勤務時間の記録が始まり、最後にパソコンを閉じれば記録が終わります。このシステムが今まで教育職員がやってきた細々とした業務、例えば日々出欠を取ってそれを最終的に通知表に転記するというのを全部システムで処理でき、全ての通知表を作成することができます。そういう細々とした事務量を削減することができるシステムを導入することで先生方の負担軽減になればと、藤崎町教育委員会ではやってきました。

◎工藤（優）委員

実際には退勤時刻等は自己申告になるのでしょうか。

◎佐藤学務課長

時間の管理は人員を1人割いてやらない限りは全て自己申告になります。

◎工藤（優）委員

実際には、教頭先生は午前7時過ぎには出勤されているんですよね。教育職員の勤務時間は8時～16時30分ですが、6時に出勤したからといって6時とは申告しないと思います。実際にはかなりオーバーしている先生方がいると思います。

◎羽賀教育長

現実問題、自己申告で出勤時間、退勤時間を入力し、朝6時に出勤したらそのま

ま報告書で申告しています。始業前に1時間、始業後に2時間と申告すると1日合計3時間となり、あつというまに月50時間を超えてしまいます。

他市町村の教育委員会では、長時間勤務時間数が多い教育職員がいる場合、校長先生を呼んで、産業医を受診させるようにするところもあるようです。課長からあったように、まず勤務時間を教育委員会が管理しなければいけないとなったので、管理する方法として校務支援システムを学校に導入しました。

◎榊委員

校務支援システムを使用すると、出席簿などを作成できるのですか。

◎佐藤学務課長

出席簿作成機能はあると思います。出席数を入力していけば、これまで手作業で集計したものを自動で集計できると思います。

◎榊委員

入力はしなくてははいけないけれども集計はシステムがしてくれて、誤りがあった時に手作業で確認、訂正というのは無くなるということですね。

◎佐藤学務課長

はい。

◎羽賀教育長

だいたい一般的な校務と言われる出席簿や指導要録の管理等もシステムを使用していると入力作業はあるが、学期末や年度末に出席日数の合計等をすぐ出力できます。

◎羽賀教育長

他に何かございますか。

質問が無いようですので、『議案第39号 藤崎町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について』ご異議ございませんか。

無いようですので、議案第39号を原案のとおり承認します。

続いて、『議案第40号 藤崎町いじめ問題対策審議会委員の委嘱について』を議題とします。説明をお願いします。

◎成田学務課長補佐（事務局）

15ページをご覧下さい。

議案第40号 藤崎町いじめ問題対策審議会委員の委嘱について。

理由 小学校及び中学校における、いじめ防止等の対策を実効的に行うための、藤崎町いじめ問題対策審議会委員を委嘱するものであります。

17ページをお開き下さい。

資料5 藤崎町いじめ問題対策審議会委員名簿であります。今回の改選に伴う任期は令和5年10月1日から令和7年9月30日までとなります。

すでに5名の方々からは同意をいただけておりますが、2名の方が新任で、1番の弘前大学大学院教育学研究科の天坂教授と弘前大学教育学部の新川助教となっております。その他の弘前大学医学部の栗林教授、弘前学院大学看護学部の川村准教授、MHSW藤林事務所の藤林代表の3名の方は再任となります。なお、MHSW藤林事務所の藤林代表は、前回の委員就任時は青森大学社会学部教授でしたが、令和4年3月31日に退職され精神保健福祉士事務所を設立し現在は、認定NPO法人あおもりのちの電話 理事長、青森大学名誉教授の役職も兼ねておりますのでご報告いたします。

議案第40号については以上であります。

◎羽賀教育長

説明が終わりましたが、この件に関してご質問等はございますか。

◎工藤（優）委員

天坂先生とは以前中南教育事務所にいらっしゃった天坂先生ですか。

◎羽賀教育長

中南教育事務所 元次長の天坂先生です。

◎工藤（優）委員

分かりました。

◎羽賀教育長

他に質問はないですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは『議案第40号 藤崎町いじめ問題対策審議会委員の委嘱について』ご異議ございませんか。

〔「はい」という声あり〕

無いようですので、議案第40号を原案のとおり承認します。

次に、その他に入りますが、事務局より何かございますか。

◎成田学務課長補佐（事務局）

連絡事項です。

18ページをお開き下さい。

資料6 10月の予定表です。委員会関係の予定はご覧のとおりです。

13日、14日に明中祭ですが、校舎等改修工事により14日は町文化センターでの実施となります。委員の皆様には学校からの通知を本日お配りさせていただき

ました。20日に小中学校音楽発表会で、こちらも委員の皆様にご案内を差し上げております。

来月の委員会についてですが、校長会が17日に予定されておりますので、翌週の24日以降になろうかと思いますが、25日は会場の都合が悪いということで24日、27日、30日、31日で皆様のご都合をお伺いしたいと考えております。

事務局からは以上であります。

◎羽賀教育長

事務局より10月の行事予定の説明があり、来月の定例会の日程ということですが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

(日程確認)

それでは、10月の定例会は10月24日 火曜日 午後1時30分、常盤生涯学習文化会館 視聴覚室としますので、よろしく願いいたします。

他に何かありますでしょうか。

◎成田学務課長補佐(事務局)

(令和5年度南地方市町村教育委員会連絡協議会秋季研修会(令和5年9月29日)の日程等について確認)

◎羽賀教育長

ほかにご質問等無ければ、本日の会議を終了します。

ご協力ありがとうございました。

会議録作成者

藤崎町教育委員会 学務課
課長補佐 成田 康治

閉会時間 午後1時58分

教育長 羽賀 義易

3番 工藤 留美

4番 工藤 優

